

<裁判例 No.10>

名古屋地裁平成31年4月12日

※ 控訴審 裁判例No.12

名古屋高裁令和元年11月22日

【出典】

先物取引裁判例集82号1頁

兵庫県弁護士会ウェブサイト掲載判例

【取引類型】

商品先物取引

【原告の属性】

昭和43年生まれの男性(本件取引開始時、39歳)。大学卒業後に鍼灸師資格を取得し、美顔エステティックや鍼灸治療・光線治療の業務を行っており、約2000万円の金融資産を保有していた。本件取引以前に商品先物取引の経験はなし。

【違法要素】

適合性原則違反→○

説明義務違反→○

指導助言義務違反→○

誠実義務違反→○

【指導助言義務に関する判示】

上記のような危険性を内在する商品先物取引の受託業務を行う商品取引員又はその従業員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適當な勧誘を行ってはならず(適合性原則)、また、先物取引の仕組み及び危険性について顧客が正しい認識と理解を得られる程度の説明を尽くす義務を負う(説明義務)とともに、取引による危険をコントロールすることができない事態に陥らないように指導、助言すべき配慮義務(指導、助言義務)、委託者に不利益な取引を勧誘してはならない義務(誠実義務)を負うというべきであって、これらの義務に違反した勧誘行為は、不法行為責任又は債務不履行責任の適用上違法と解される。

原告が先物取引の仕組みに習熟していたとか取引の判断能力が備わっていたと直ちに認められるものではない。

被告Y1は、そうした原告に対し、前記アのとおり短期間に複数回にわたって投資可能資金額を増額させて、上記のとおり過大な取引を行わせ、原告は借入れをしてまでその資金を

工面したものであって、その結果被告は総額2529万5280円の手数料を得たものであるから、被告Y1の勧誘行為は、実質的な一任売買というべき状況で行われたものであり、手数料を稼ぐ目的を優先させた取引が一定程度含まれているものと認められる。

したがって、被告Y1の原告に対する勧誘行為は、被告Y1が本人尋問において述べるところを踏まえても、取引による危険をコントロールすることができない事態に陥らないように指導、助言すべき配慮義務（指導、助言義務）に反するとともに、委託者に不利益な取引を勧誘してはならない義務（誠実義務）にも反する事実が認められる。また、被告Y2においても、少なくとも指導、助言義務を尽くしたものと認められない。

【指導助言義務の発生根拠】

？

【過失相殺】

7割

指導助言義務違反を考慮した旨の記載はない